

太田市立城東中学校長

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より
約 日間出席停止となりますので、医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。
なお、医師に報告書を記入していただき、登校する日に持参してください。 令和5年5

		病 名	出席停止の期間
第 1 種	<input type="checkbox"/>	エボラ出血熱	治癒するまで
	<input type="checkbox"/>	クリミア・コンゴ出血熱	
	<input type="checkbox"/>	痘そう	
	<input type="checkbox"/>	南米出血熱	
	<input type="checkbox"/>	ペスト	
	<input type="checkbox"/>	マールブルグ病	
	<input type="checkbox"/>	ラッサ熱	
	<input type="checkbox"/>	急性灰白髄炎	
	<input type="checkbox"/>	ジフテリア	
	<input type="checkbox"/>	重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
	<input type="checkbox"/>	中東呼吸器症候群 (病原体がMARSコロナウイルスであるものに限る)	
<input type="checkbox"/>	鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス であってその血清亜型がH5N1であるものに限る)		
<input type="checkbox"/>	新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症		
第 2 種	<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	<input type="checkbox"/>	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで。
	<input type="checkbox"/>	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで。
	<input type="checkbox"/>	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経 過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	<input type="checkbox"/>	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	<input type="checkbox"/>	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
<input type="checkbox"/>	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで	
<input type="checkbox"/>	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認め られるまで	
第 3 種	<input type="checkbox"/>	コレラ	症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
	<input type="checkbox"/>	細菌性赤痢	
	<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症	
	<input type="checkbox"/>	腸チフス	
	<input type="checkbox"/>	パラチフス	
	<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎	

※インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症については、保護者が記入した療養報告書を提出してください。(医師による治癒報告書は
※群馬県では「その他の感染症」については定めないこととしています。【例：マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、溶連菌

報告書

太田市立城東中学校長 様

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察が終了し登校可能と判断します。

医療機関名: 医師名

印